
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 209

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2020年3月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～盗難された社有車で交通事故が起きました
- 3・交通事故の裁判事例～遺品整理や撤去費用と事故との因果関係を認めず
- 4・今日の朝礼話題～夜間の右折時は直進バイクを見落とさない
- 5・【好評発売中】自己診断テスト「追突事故を防ぐ！自己診断チェック」
- 6・【好評発売中】DVD「あおり運転～加害者にも被害者にもならないために」
- 7・【好評発売中】教育用冊子「改善基準告示の遵守が会社を守る」

// //

★3月前半の安全管理ごよみ

◆1日（日）～7日（土）

——車両火災予防運動〈春季全国火災予防運動〉（消防庁・国土交通省）

◆1日（日）～31日（火）

——自殺対策強化月間

◆1日（日）

——運行管理者試験（令和元年度第2回試験）

◆7日（土）

——消防記念日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2020/02/10/2020-mar-kongetsu-untankenri/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第77回「盗難された社有車で交通事故が起きました」

【質問】

先日弊社の駐車場から車が盗難され、事もあろうに犯人が盗難車で事故を起こしました。このような場合、車の所有者である当社は事故によって生じた損害賠償責任を負わなければならないのでしょうか？

【回答】

会社の車が利用されて第三者に損害を与えた場合に、会社が負うべき責任としては、使用者責任（民法715条）と運行供用者責任（自動車損害賠償保障法3条）、そして会社自体の不法行為責任（民法709条）が考えられます。

...

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/02/14/houritsu-77-tounansya/>

■交通事故の裁判事例

今回は、事故で死亡した被害者が居住していた一軒家やマンション、経営していたラウンジ等の遺品整理及び撤去費用につき、損害賠償が争われた事例を紹介します。

『遺品整理や撤去費用は事故と相当因果関係のある損害とはいえない』

【事故の状況】

平成27年10月26日午後9時1分ごろ、A（女性・67歳）はタクシーに乗車して移動していたところ、タクシーが運転を誤り高速道路の出口付近の

側壁に衝突しました。

この事故でAは、病院に搬送され治療を受けましたが、2日後の10月28日午前6時57分ごろ、脳挫傷、肝損傷により死亡しました。

Aの唯一の相続人である子ども（B）は、事故による損害を算出するにあたり、Aが居住していた一軒家やマンション、経営していたラウンジについて、遺品整理・撤去する必要がありました。

その作業にはスタッフ6名で合計9日間を要しており、その量は、個人の手には負える作業量ではなかったとして、要した費用約145万円について損害賠償請求をしました。

これに対してタクシー会社では、通常損害として遺品整理・撤去費用までが認められるかは疑問であるし、仮に認められるとしても、3か所全てについての費用が損害賠償として認められるべきではないと主張しました。

【裁判所の判断】

「BはAが死亡した後、Aが居住し、行き来していた一軒家、マンション及び経営していたラウンジについて、業者に遺品整理及び撤去を依頼したと主張して、その費用を請求している。しかし、このような費用は、事故と相当因果関係のある損害とはいえない」

として、損害賠償請求を認めませんでした。

（大阪地裁 平成30年1月11日判決）

■今日の朝礼話題

『夜間の右折時は直進バイクを見落とさない』

交差点を右折する車と直進するバイクとの衝突事故が後を絶ちません。

さる2月8日午後9時半ごろ、岐阜県大垣市の信号交差点で、直進していた

原付バイクと、右折しようとした乗用車が衝突する事故がありました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/02/17/tw-chokushin-bike-miotoshi/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■ 【好評発売中】 自己診断テスト「追突事故を防ぐ！自己診断チェック」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

依然、人身事故における割合でトップに立つ追突事故を起こさないためには、運転者それぞれが追突事故を防止しようとする意識を持つことが大切です。

本テストでは、追突事故にまつわる48の質問に「ハイ」「イエエ」で答えていただくことで、普段の運転行動における追突事故に対する危険度を簡単に知ることができます。

「車内へのわき見で追突する危険度」「車間距離を詰めて追突する危険度」など6つのパターンで診断され、どういった状況で追突事故を起こしやすいかを確認できますので、追突事故防止に最適の教材となっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2RpJfim>

■ 【好評発売中】 DVD「あおり運転～加害者にも被害者にもならないために」

※仕様 DVDカラー16分

※価格 60,000円(税別・送料無料)

※制作 アスパクリエイト

昨今、あおり運転にまつわる悲惨な事故が社会問題となっています。この「あおり運転」の加害者にも被害者にもならないために、しっかりとした対策が早急に求められています。

本DVDは、「あおり運転」の定義から、感情コントロールの方法、具体的な運転方法、あおり運転の被害にあった時の対処法まで、映像で具体的に解説していますので、事業所の安全運転教育に最適な内容となっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/36Wambq>

■【好評発売中】教育用冊子「改善基準告示の遵守が会社を守る」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,000円(1セット<5冊>・税別・送料実費)

長時間労働になりがちなトラックドライバーには、決して快適とは言えない労働環境を改善するために拘束時間や運転時間などに限度時間等が定められており、これを「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)と呼びます。

しかし、この「改善基準告示」は内容が複雑で、しっかり理解できていないがために違反をしてしまっている事業所が多数存在します。

本誌では、わかりにくい改善基準告示について、マンガや表、グラフなどでわかりやすく解説しており、初任の運行管理者でも簡単に理解していただくことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2rJogOr>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和2年2月17日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

